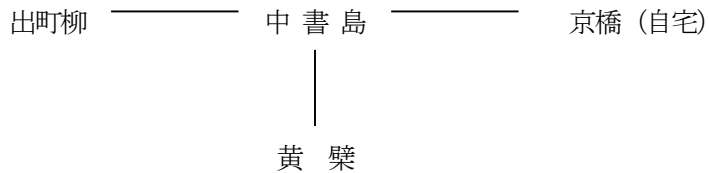


実習定期の申請区間について

①京阪のみ利用（自宅の最寄り駅が京橋で吉田キャンパスおよび宇治へ通う場合）



〔吉田キャンパスを通学キャンパスとして届出をした場合〕

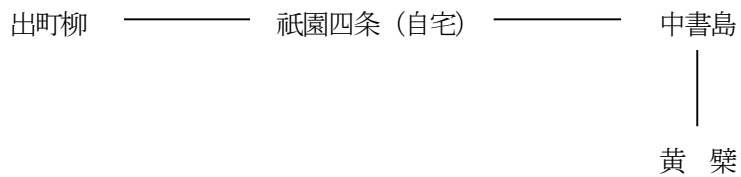
- ・出町柳～京橋 → 通学定期
- ・中書島～黄檗 → 実習定期

〔吉田キャンパスに来ることがなく、自宅から宇治へのみ通う場合〕

- ・京橋～黄檗 → 実習定期

※宇治キャンパスを通学キャンパスとして届出をすることはできません。

②京阪のみ利用（自宅の最寄り駅が祇園四条で吉田キャンパスおよび宇治へ通う場合）



〔吉田キャンパスを通学キャンパスとして届出をした場合〕

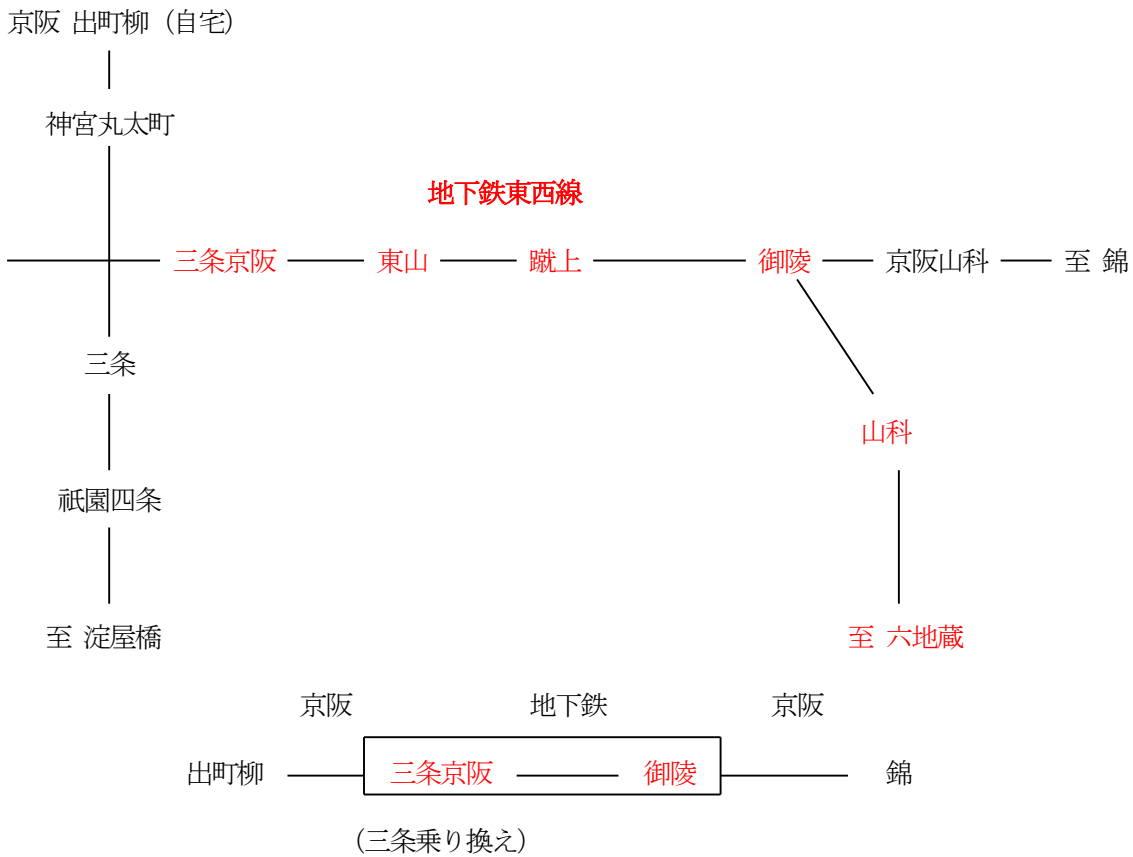
- ・祇園四条～出町柳 → 通学定期
- ・祇園四条～黄檗 → 実習定期

〔吉田キャンパスに来ることがなく、自宅から宇治へのみ通う場合〕

- ・祇園四条～黄檗 → 実習定期

※宇治キャンパスを通学キャンパスとして届出をすることはできません。

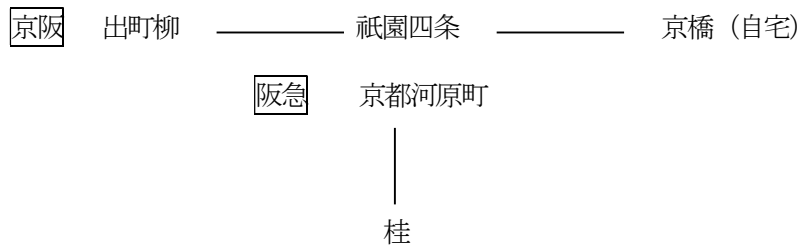
③京阪および地下鉄東西線を利用〔自宅の最寄り駅が出町柳で錦（流域圏総合環境質研究センター）へ通う場合〕



上記の様な場合、定期は1枚で買うことが出来ますが、申請は京阪と地下鉄東西線の両方とも必要なので、学生には下記のように区間を分けて申請させて下さい。

出町柳 ～ 錦 → (京阪) 出町柳 ～ 錦 + (京都市営地下鉄) 三条京阪 ～ 御陵

④吉田キャンパスと桂キャンパス両方の通学定期券を利用したい場合（自宅が京橋の場合）



[吉田キャンパスを通学キャンパスとして届出をした場合]

- ・**京阪** 京橋～出町柳 → 通学定期
- ・**阪急** 京都河原町～桂 → 実習定期

[桂キャンパスを通学キャンパスとして届出をした場合]

- ・**京阪** 京橋～祇園四条
 - ・**阪急** 京都河原町～桂
- } 通学定期
- ・**京阪** 出町柳～祇園四条 → 実習定期

[申請時に注意して頂きたい点]

- ・区間は鉄道会社ごとに記入させてください。
- ・区間とは「区間内」ではなく、「発着駅」を指しているため、自宅最寄駅から実習先最寄駅までの定期しか購入できません。
- ・一度許可を得た後で住所変更等により乗車区間に変更が生じた場合は、再度申請する必要があります。（初回の申請時と同様の手続きとなります。）また、区間変更がない場合でも、鉄道会社に住所変更を届出する必要がありますので、必ず申し出るようご指示願います。
- ・実習定期の申請は年度毎となっております。実習期間も年度末までで記入して下さい。

（別紙記入例のように書いて頂ければ結構です。）